

長 建 協 発 第 4 1 1 号
平成 2 6 年 1 2 月 8 日

会 員 各 位

一般社団法人長崎県建設業協会
会 長 谷 村 隆 三
[公 印 省 略]

建設業法令遵守ガイドラインの一部改正について

かねてより、本会業務の円滑な運営等につきましては、格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、この度、国土交通省におきまして、「建設業法令遵守ガイドラインー元請負人と下請負人の関係に係る留意点ー」の一部が改正されました。

つきましては、標記について、全建を通じ同省土地・建設産業局建設業課長より別添のとおり通知がまいっておりますのでお知らせ申し上げます。